

QUICKオンライン金融フォーラム
「どうなるポストLIBORの世界」
基調講演
(金融庁総合政策局審議官 堀本 善雄)
令和2年9月8日(火)

(はじめに)

金融庁総合政策局の堀本でございます。

平素は、金融行政にご理解・ご協力を賜り、この場をお借りして御礼申し上げます。また、本日のフォーラムの開催を、心よりお慶び申し上げます。

さて、LIBOR、ロンドン銀行間取引金利は、2021年末以降、恒久的に公表停止される可能性が高まっております。2021年末まで残り1年4か月となる中、金融機関、機関投資家、事業法人といった市場関係者の皆様には、残された時間において万全の準備をしていただくことにより、LIBORの公表停止に伴う混乱を可能な限り極小化するための努力をしていただきたいと思います。

そのためには、金融庁といたしましても、日本銀行とも連携して市場関係者の皆様の取組みをサポートしてまいりたいと考えておりますが、本日は、LIBORの恒久的な公表停止に備え、3点申し上げます。

1. 移行・フォールバック条項導入の促進

まず、LIBORは、改めて申し上げるまでもなく、貸出や債券、デリバティブなどで、国際的に広く利用されている指標金利であり、仮に十分な備えのない状態で恒久的に公表が停止された場合には、例えば貸出や債券などでの金利の支払い・受取りができないおそれにつながるなど、その影響は非常に大きいものと認識しております。

従って、市場関係者の皆様におかれては、可能なかぎり早期にLIBORから代替金利指標への「移行」を進めていただくことが重要であります。仮に2021年末より前に「移行」ができない場合でも、セーフティネットとしてLIBORの恒久的な公表停止後の取扱いを定めた「フォールバック」条項を2021年末までに導入することは、有用かつ最低限の対応であります。

「移行」にせよ、「フォールバック」条項の導入にせよ、これらは、契約当事者等市場関係者の合意があって初めて成立するものです。現在、日本銀行が事務局を務めておられる日本円金利指標に関する検討委員会が、貸出・債券分野における後継金利（フォールバック・レート）を定める際の優先順位（ウォーターフォール構造）、及びスプレッド調整手法を示し、推奨することについて市中協議にかけておられます。

また、本年3月には、全国銀行協会が、相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）を公表されています。参考例は、あくまでも参考例であり、各社のニーズに応じて、参考例と異なる条項の採用、あるいは参考例をより詳細にした条項の使用などが妨げられるものではありませんが、貸付人と借入人が、十分協議して、両者合意の上でフォールバック条項の内容を決めることが、何よりも重要です。従って、参考例に則って、必ずしもそのとおりに対応する必要はありませんが、交渉のスタート台になるものといえるものであり、ぜひとも参考にさせていただきたいと考えております。

なお、この市中協議においては、フォールバック・レートの第1順位は、貸出・債券ともに「ターム物リスク・フリー・レート」とされています。本フォーラムの主催者であるQUICK社が算出・公表主体として選定され、先日（7月28日）、正式名称を「東京ターム物リスク・フリー・レート」、略称を「TORF（トーフ）」に決定されたと承知しておりますが、「TORF（トーフ）」が頑健性・信頼性のある金利指標として構築され、LIBORからの円滑な移行に資する金利指標になることを期待しております。

2. Dear CEO レター

2点目としまして、金融庁は、日本銀行と合同で、本年6月に、主要な金融機関の経営トップに対して、LIBORの公表停止に向けた対応状況の確認等を目的とした代表者宛通知（「Dear CEO レター」）を発出しました。

当該通知においては、①移行計画、②顧客対応、③システム対応、④事務対応の4項目について、それぞれ一般的に求められる対応として考えられる内容を列挙しております。また、当該通知を受け取った金融機関には、LIBOR公表停止に備えたガバナンス体制、影響を受ける業務範囲、移行計画の内容及びその進捗状況を管理する仕組みなどの資料を提出するよう求めたところです。

金融庁及び日本銀行としましては、発出した金融機関のみならず、当該通知を発出していない金融機関に対しても、当該通知の内容を踏まえながら対応状況を確認してまいります。

なお、当該通知は金融機関向けのものではありますが、事業法人等におかれましても、直接的に関係がない事項も含まれているかもしれませんが、LIBOR公表停止に備えた対応を進める上で参考にさせていただければ幸いです。

3. 本邦としての移行計画（ロードマップ）

3点目は、本邦全体の移行計画についてであります。日本円金利指標に関する検討委員会におかれては、8月に、「LIBOR公表停止に備えた本邦での移行計画」を取りまとめられました。本邦移行計画では、

- ① 2020年7月より、契約当事者間での交渉開始
- ② 2021年6月末までにLIBOR参照の貸出・債券の新規の取引・発行を停止
- ③ 2021年9月末までにLIBOR参照の既存貸出・債券の顕著な削減

という目標を掲げられています。

これらの目標は、アメリカやイギリスが設定しているタイムラインと遜色ないものと評価しておりますが、金融機関だけが努力して達成できるものではなく、金融機関の取引の相手方でもある機関投資家や事業法人等市場関係者の皆様のご理解とご協力があってこそ実現できるものと考えております。

LIBOR公表停止問題において、残された時間の中で重要なことは、貸出にしても債券にしても、あるいはデリバティブにしても、これ以上、LIBOR参照の取引を増やさないことであり、さらには、既存のLIBOR参照取引を「移行」により着実に減らしていくことでもあります。市場関係者の皆様方におかれましては、ぜひとも、本邦での移行計画に則った対応が取られるよう努力されることを期待しています。

この点、金融庁としましては、日本銀行と合同で、本年12月末時点を基準とする第2回LIBOR利用状況調査を年明け以降に実施し、LIBORからの移行の進捗状況を確認してまいります。昨年6月末時点が基準の第1回調査から、第2回調査までの移行の進捗状況が可視化できるものと考えています。第1回の調査では、フォールバック条項の手当がある契約は、一部を除いて、ほぼ皆無という結果でしたが、第2回調査では、移行あるいはフォールバック条項

の導入が進捗した結果が現れることを期待しております。

(締めくくり)

最後に、本年7月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、「2021年のLIBORからの移行期限の重要性が再確認された」との声明も出されており、LIBORからの移行に向けた取組みは待ったなしの状況といえます。

繰り返すにはなりますが、市場関係者の皆様が、2021年末という時限をより一層意識して、LIBORから代替金利指標への適切かつ円滑な移行が図られるよう、お願い申し上げ、締めくくりの言葉とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

(以上)